

保安規定審査基準と RFS 保安規定との整理比較表

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。		
1	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第3条 社長は、第2条に係る保安活動を実施するに当たり、<u>関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。</u></p> <p>2. 第4条「5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者」に示す品質マネジメントシステム管理責任者は、<u>企画総務部長に指示し、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう措置を講じる。</u></p> <p>3. 企画総務部長は、「法令等の遵守に係る活動マニュアル」を定め、これに基づき次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の基本方針に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を年度毎に策定する。</p> <p>(2) 第4項の関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を評価し、その結果を社長に報告し、必要に応じて指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の活動状況の評価結果及び指示を、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第4条</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p><u>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p>また、これらの文書体系を図4-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>① 本品質マネジメントシステム計画</p> <p>② 原子力品質保証規程</p> <p>c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表4-1に示す文書</p> <p>d) 品管規則が要求する「表4-2に示す文書(手順書), 指示書, 図面等」(以下「手順書等」という。)</p>
2	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	<p>(関係法令及び保安規定の遵守)</p> <p>第3条</p> <p>4. <u>第5条の組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動を実施する。</u></p>
二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)		
3	1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の4第1項又は第43条	<p>【QMSについては、品管規則及び同解釈を踏まえて定めている】</p> <p>第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第4条 <u>保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステ</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
	<p>の7第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p>	<p>△計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、リサイクル燃料貯蔵株式会社が、センターの安全を達成・維持・向上させるため、「<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈</u>」(以下「品質規則」という。)に基づき、<u>使用済燃料貯蔵施設の保安活動に係る品質マネジメントシステム</u>(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>【以下、省略】</p>
4	<p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。</p>	<p>【次の4.1の(一般)要求事項を踏まえ、具体的には5.～8.に規定している】</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第5条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、<u>本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p>(2) 組織は、「<u>使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項</u>」に基づき、<u>使用済燃料貯蔵施設のグレード分けを行い、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a)<u>使用済燃料貯蔵施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b)<u>使用済燃料貯蔵施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>c)<u>機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>(3) 組織は、<u>使用済燃料貯蔵施設に適用される関係法令(以下「関係法令」という。)を「7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項」にて明確に認識し、「文書及び記録管理マニュアル」に基づき品質規則が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</u></p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。</p> <p>b) プロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図4-1に明確に示す。</p> <p>c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</p> <p>d)プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</p> <p>e)プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</p> <p>g)プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと統合的なものとする。</p> <p>h)原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これには、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a)原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b)風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c)要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d)全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e)要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f)原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g)安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h)原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、「7.4 調達」に従って当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>
5	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の	<p>7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する「4.1(2c)を考慮して計画を策定することを含む。」とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
	<p>中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更(プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>e) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(4.2.4 参照)</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b) 関係法令</p> <p>c) a) 及び b) に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p>
6	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>また、これらの文書体系を図4-2に示す。なお、記録は適正に作成する。</p> <p>a) 品質方針及び品質目標</p> <p>b) 品質マニュアル</p> <p>① 本品質マネジメントシステム計画</p> <p>② 原子力品質保証規程</p> <p>c) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表4-1に示す文書</p> <p>d) 品管規則が要求する「表4-2に示す文書(手順書)、指示書、図面等」(以下「手順書等」という。)</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである「原子力品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<u>d)品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u> <u>e)プロセスの相互の関係</u>
7	<p>5. 内部監査の仕組みについては、品質管理基準規則第46条第1項及び品質管理基準規則解釈第46条1の規定に基づき、内部監査の対象に<u>関与していない要員に実施させることとしてもよい。</u></p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、<u>内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。</u></p> <p>a)本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b)実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部監査に係る要求事項を、「原子力品質監査マニュアル」に定める(4.2.4 参照)。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる(8.5.2 参照)。</p>
<p>三 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p>		
8	<p>1. 使用済燃料貯蔵施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する組織は、図5のとおりとする。</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p><u>第6条 保安に関する職務は次のとおり。</u></p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織から適宜報告を求め、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 品質監査部長は、管理責任者(内部監査に限る。)として、品質マネジメントシステムに係る活動における内部監査を統括管理する。また、関係</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する(品質監査グループに限る。)</p> <p>(3) 品質監査グループは、品質マネジメントシステムに係る活動のうち、内部監査を行う。</p> <p>(4) センター長は、管理責任者として、企画総務部、品質保証部、防災安全部、技術安全部、地域交流部、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部を指導監督し、使用済燃料貯蔵業務を統括する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する(品質監査グループを除く。)</p> <p>(5) 企画グループは、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(6) 総務グループは、要員の管理、保安教育、関係法令及び保安規定の遵守の意識の定着に関する業務を行う。</p> <p>(7) 経理グループは、調達先の評価・選定に関する業務及び調達に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、品質マネジメントシステムに係る活動(内部監査を除く。)の管理に関する業務を行う。</p> <p>(9) 防災安全グループは、緊急時の措置、初期消火活動のための体制の整備の運営管理、消防用設備のうち、動力消防ポンプの施設管理並びに安全文化の育成及び維持に関する業務を行う。</p> <p>(10) 技術グループは、技術的な総括業務及び許認可対応に関する業務を行う。</p> <p>(11) 環境・放射線管理グループは、放射線管理施設の施設管理、放射線管理に関する業務、放射性固体及び液体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(12) 立地・広報グループは、地元自治体や報道機関等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(13) 地域交流グループは、立地地域住民や各種団体等に対する広聴・広報活動に関する業務を行う。</p> <p>(14) 保全グループは、使用済燃料貯蔵設備本体、使用済燃料の受入施設、計測制御系統施設、電気設備、通信連絡設備及び放射線管理施設の施設管理並びに金属キャスクの取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(15) 貯蔵グループは、使用済燃料貯蔵施設の監視及び貯蔵管理並びに金属キャスクの取扱いに関する業務を行う。</p> <p>(16) 土木・建築グループは、建物・構築物及び消防用設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) キャスク設計製造グループは、使用済燃料貯蔵設備本体のうち金属キャスクの調達に関する業務を行う。</p> <p><u>2. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</u></p> <p><u>(1) 各部長は、第5条の定めのとおり、当該部の所管するグループの業務を統括管理する。</u></p> <p><u>(2) 各グループマネージャー(以下「GM」という。)は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育、記録及び報告を行う(火災発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を含む。)。なお、GMが所管する施設を表6に示す。</u></p> <p><u>(3) グループ員は、GMの指示・指導に従い、業務を実施する。</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
四 使用済燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに使用済燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。		
9	1. 使用済燃料の取扱いに関し、保安の監督を行う使用済燃料取扱主任者の選任について定められていること。	<p>(使用済燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第8条 <u>社長は、取扱主任者及び代行者を、核燃取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。</u></p> <p>2. <u>取扱主任者及び代行者は、特別管理職(センター長を除く。)とする。また、取扱主任者及び代行者は、センターに勤務する者で、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部に属さない者が兼任できる。</u>取扱主任者は、第9条に定める職務を遂行する。</p> <p>3. 取扱主任者及び代行者は、取扱主任者の職務と担当する第6条に定める職務が重複する場合には、取扱主任者としての職務を優先し、第6条に定める職務については、上位職の者が実施する。</p> <p>4. <u>取扱主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、改めて取扱主任者を選任する。</u></p>
10	<p>2. 使用済燃料取扱主任者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の23第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(使用済燃料貯蔵設備の操作に従事する者は、使用済燃料取扱主任者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、使用済燃料取扱主任者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>(使用済燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第9条 <u>取扱主任者は、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関し保安の監督を誠実に行うことを職務とし、「使用済燃料取扱主任者の選任及び職務運用マニュアル」の定めるところにより次の職務を遂行する。</u></p> <p>(1) 取扱主任者は、保安上必要な場合には、使用済燃料貯蔵施設の監視に従事する者及び使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに従事する者(センター長を含む。)に指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項を、センター長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第70条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会に必ず出席する。</p> <p>(8) その他、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. <u>使用済燃料貯蔵施設の監視に従事する者及び使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに従事する者は、取扱主任者による保安のための指示に従う。</u></p> <p>(使用済燃料貯蔵施設保安委員会)</p> <p>第7条 センターに使用済燃料貯蔵施設保安委員会(以下「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、使用済燃料貯蔵施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会で定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵事業許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更</p> <p>(2) 保安規定の変更</p> <p>(3) 保安教育に関する事項</p> <p>(4) その他保安委員会で定めた審議事項</p> <p>3. 保安委員会は、使用済燃料貯蔵施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ保安委員会で定めた軽微な事項は、審</p>

原子炉等規制法
第四十三条の二十三 使用済燃料取扱主任者は、使用済燃料の貯蔵の事業における使用済燃料の取扱いに関し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 使用済燃料の貯蔵の事業において使用済燃料の取扱いに従事する者は、使用済燃料取扱主任者がその取扱いに関して保安のために行う指示に従わなければならない。

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>議事項に該当しない。</p> <p>(1) 保安管理体制に関する事項 (2) 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する事項 (3) 貯蔵管理に関する事項^{※1} (4) 放射性廃棄物管理に関する事項 (5) 放射線管理に関する事項 (6) 施設管理に関する事項 (7) 使用済燃料貯蔵施設の改造に関する事項 (8) 緊急時の措置に関する事項</p> <p>4. センター長を委員長とする。</p> <p>5. <u>保安委員会は、委員長、使用済燃料取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)及び各部長に加え、GM以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</u></p> <p>6. 委員長は、保安上重要な審議結果について、定期的に社長に報告する。</p> <p>※1:火災発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する事項を含む。</p>
11	<p>3. 特に、使用済燃料取扱主任者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも使用済燃料貯蔵施設の保安組織から使用済燃料取扱主任者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第5条 使用済燃料貯蔵施設の保安に関する組織は、図5のとおりとす</p> <p>(使用済燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第8条 社長は、取扱主任者及び代行者を、核燃取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 取扱主任者及び代行者は、特別管理職(センター長を除く。)とする。<u>また、取扱主任者及び代行者は、センターに勤務する者で、貯蔵保全部及びキャスク設計製造部に属さない者が兼任できる。</u>取扱主任者は、第9条に定める職務を遂行する。</p> <p>3. <u>取扱主任者及び代行者は、取扱主任者の職務と担当する第6条に定める職務が重複する場合には、取扱主任者としての職務を優先し、第6条に定める職務については、上位職の者が実施する。</u></p> <p>4. 取扱主任者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、改めて取扱主任者を選任する。</p>
<p>五 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>		
12	<p>1. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実</p>	<p>(センター員への保安教育)</p> <p>第67条 使用済燃料貯蔵施設の監視及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の監視及び管理を行うセン</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
	<p>施方針が定められていること。</p>	<p>ター員への保安教育実施計画を表67-1, 2の実施方針に基づいて作成し、取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</p> <p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第68条 各GMは、使用済燃料貯蔵施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員のセンター入所時に安全上必要な教育が表68の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、使用済燃料貯蔵施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表68の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 貯蔵GM又は保全GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表67-1, 2の実施方針のうち「金属キャスクの取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めていることを確認し、その内容を取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</p>
13	<p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p>(センター員への保安教育)</p> <p>第67条 使用済燃料貯蔵施設の監視及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の監視及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を表67-1, 2の実施方針に基づいて作成し、取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</p> <p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。総務GMは、年度毎に実施結果をセンター長へ報告する。</p> <p>ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第68条</p> <p>3. 貯蔵GM又は保全GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表67-1, 2の実施方針のうち「金属キャスクの取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めていることを確認し、その内容を取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</p>
14	<p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p>	<p>(センター員への保安教育)</p> <p>第67条 使用済燃料貯蔵施設の監視及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>(3) 各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。総務GMは、<u>年度毎に実施結果をセンター長へ報告する。</u> ただし、各GMが、定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(協力企業従業員への保安教育) 第68条 各GMは、<u>使用済燃料貯蔵施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員のセンター入所時に安全上必要な教育が表68の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</u> ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GMは、<u>使用済燃料貯蔵施設に関する作業のうち管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が表68の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各GMは、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</u> ただし、各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 貯蔵GM又は保全GMは、<u>使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表67-1、2の実施方針のうち「金属キャスクの取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めていることを確認し、その内容を取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</u></p> <p>4. 各GMは、<u>第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎にセンター長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</u> ただし、センター長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>
15	<p>4. 使用済燃料の取扱いに関する業務を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p>	<p>(センター員への保安教育) 第67条 使用済燃料貯蔵施設の監視及び管理を行うセンター員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「教育及び訓練マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。 (1) 総務GMは、毎年度、使用済燃料貯蔵施設の監視及び管理を行うセンター員への保安教育実施計画を<u>表67-1、2の実施方針に基づいて作成し、取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</u></p> <p>(協力企業従業員への保安教育) 第68条 3. 貯蔵GM又は保全GMは、<u>使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表67-1、2の実施方針のうち「金属キャスクの取扱いの業務に関わる者」に準じる保安教育の実施計画を定めていることを確認し、その内容を取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
16	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起ささないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	(センター員への保安教育) 第67条 (4) 総務GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。
六 使用済燃料貯蔵施設の操作に関することであって、次に掲げるもの イ 使用済燃料貯蔵施設の操作を行う体制の整備に関すること。 ロ 使用済燃料貯蔵施設の操作に当たって確認すべき事項及び操作に必要な事項 ハ 異状があった場合の措置に関すること(第十三号に掲げるものを除く。)		
17	1. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に必要な操作員の確保について定められていること。	(使用済燃料貯蔵施設の監視を行う者の確保) 第11条 <u>貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設の監視に必要な知識を有すると認められた者に監視させる。</u> 2. 貯蔵GMは、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。 (使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いを行う者の確保) 第12条 <u>保全GM又は貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに必要な知識を有すると認められた者に取り扱わせる。</u> 2. 保全GM又は貯蔵GMは、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。
18	2. 使用済燃料貯蔵施設の操作及び管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	(マニュアルの作成) 第14条 <u>各GMは、次の各号に掲げる使用済燃料貯蔵施設の操作に関するマニュアルを作成し、制定・改訂に当たっては、第7条第3項に基づき保安委員会の確認を得る。</u> (1) 巡視点検に関する事項 (2) 異常時の措置に関する事項 (3) 警報発生時の措置に関する事項 (4) 火災発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する事項 2. <u>保全GM又は貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設の受入設備の操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関するマニュアルを作成し、制定・改訂に当たっては、第7条第3項に基づき保安委員会の確認を得る。</u> 2.
19	3. 操作員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	(引継) 第15条 <u>貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設の監視に当たって、引継ぎ事項を定め、引継を実施する。</u>
20	4. 使用済燃料貯蔵設備の操作前及び操作後に確認すべき事項並びに操作に必要な事項について定められていること。	(マニュアルの作成) 第14条 <u>各GMは、次の各号に掲げる使用済燃料貯蔵施設の操作に関するマニュアルを作成し、制定・改訂に当たっては、第7条第3項に基づき保安委員会の確認を得る。</u> (1) 巡視点検に関する事項 (2) 異常時の措置に関する事項 (3) 警報発生時の措置に関する事項 (4) 火災発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び火山

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>活動のモニタリング等の体制の整備に関する事項</p> <p>2. <u>保全GM又は貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設の受入設備の操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関するマニュアルを作成し、制定・改訂に当たっては、第7条第3項に基づき保安委員会の確認を得る。</u></p>
21	<p>5. 地震、火災等の発生時に講ずべき措置について定められていること。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第16条 防災安全GMは、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付1に示す「火災、火山影響等、その他自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) センターから消防機関へ通報するために必要な通報設備設置^{※2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) センターにおける可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. <u>各GMは、前項の計画に基づき、火災発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備し、活動を行う。</u></p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>貯蔵GMは、火災の影響により、使用済燃料貯蔵施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、貯蔵保全部長に報告する。貯蔵保全部長は、センター長、取扱主任者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入停止等の措置について協議する。</u></p> <p>※1: 消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2: 通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 技術GMは、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術安全部長の承認を得る。また、計画は、添付1に示す「火災、火山影響等、その他自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山影響等発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動</p>

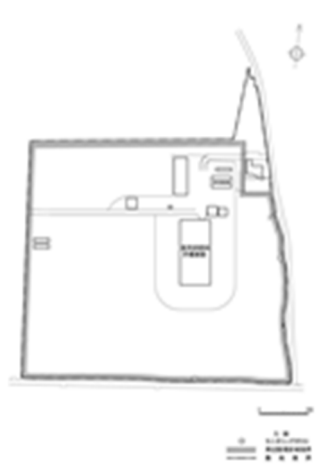
No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 火山影響等発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) 火山影響等発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. <u>各GMは、前項の計画に基づき、火山影響等発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備し、活動を行う。</u></p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術GMに報告する。技術GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>各GMは、火山現象の影響により、使用済燃料貯蔵施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、技術安全部長に報告する。技術安全部長は、センター長、取扱主任者及び関係GMに連絡するとともにその対応について協議する。</u></p> <p>5. 土木・建築GMは、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1:火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条 技術GMは、使用済燃料貯蔵施設内においてその他自然災害(「地震、津波、竜巻及び積雪等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術安全部長の承認を得る。また、計画は、添付1に示す「火災、火山影響等、その他自然災害発生時の対応及び火山活動のモニタリングに係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) その他自然災害発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) その他自然災害発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. <u>各GMは、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備し、活動を行う。</u></p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術GMに報告する。技術GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>各GMは、その他自然災害発生により、使用済燃料貯蔵施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、センター長、取扱主任者及び関係GMに連絡するとともにその対応について協議する。</u></p> <p>5. 各部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 貯蔵保全部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>7. 貯蔵保全部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 技術GMは、定期的に使用済燃料貯蔵施設周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1:その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第19条 土木・建築GMは、火山影響評価の根拠が維持されていることを継続的に確認することを目的に火山活動モニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、貯蔵保全部長の承認を得る。また、計画は、添付1に示す「火災、火山影響等、その他自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>2. 土木・建築GMは、前項の計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順を整備し、活動を行う。</p> <p>3. 土木・建築GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 技術GMは、<u>火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、火山活動評価委員会を招集する。</u></p> <p>5. <u>土木・建築GMは、火山活動評価委員会の火山専門家等の助言を踏まえ、その結果を貯蔵保全部長に報告する。</u></p> <p>6. <u>貯蔵保全部長は、前項の報告を受け、センター長、取扱主任者及び関係GMに連絡するとともに、最新の科学的知見に基づき可能な限りの対応について協議する。</u></p> <p>(使用済燃料を収納した金属キャスクの貯蔵)</p> <p>第23条 貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵する場合は、原子力安全への影響度を考慮して使用済燃料貯蔵施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を収束させるため、貯蔵管理に関する次の事項を実施する。</p> <p>(1) <u>表示・警報装置による金属キャスクの蓋間圧力及び表面温度、使用済燃料貯蔵建屋の給排気温度、管理区域内の主要箇所の外部放射線量率の監視、第13条の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異常があれば関係GMに連絡する。</u></p> <p>(2) <u>使用済燃料貯蔵施設に係る警報発生時の対応を実施する。</u></p> <p>(3) <u>使用済燃料貯蔵施設の設備故障及び事故発生時の対応を実施する。</u></p> <p>(異常時の基本的な対応)</p> <p>第25条 <u>貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設において次の各号が発生した場合、貯蔵保全部長に報告する。</u></p> <p>(1) 基本的安全機能に係る警報の発生又はそのおそれのある事態を発見した場合</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>(2) 使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱い中に基本的安全機能に係る異常が発生した場合</p> <p>2. 貯蔵保全部長は、前項の異常が発生した場合は、センター長及び取扱主任者に報告する。</p> <p>(異常時の措置)</p> <p>第26条 貯蔵保全部長は、第25条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>(異常時の使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出等)</p> <p>第27条 貯蔵保全部長は、第26条の異常時の措置を講じても異常の状態が収束しない場合には、センター長、取扱主任者及び関係GMに連絡するとともに使用済燃料を収納した金属キャスクを搬出することも含め対応について協議する。</p> <p>(外部電源喪失時の対応)</p> <p>第28条 貯蔵GMは、外部電源喪失が発生した場合、無停電電源装置からの給電が継続していることを確認する。無停電電源装置の給電可能時間を超える外部電源喪失が発生した場合は、電源車等から無停電電源装置に給電を行う。なお、無停電電源装置の点検時等には、電源車等から直接給電を行う。</p>
七 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。		
22	<p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第37条 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. 環境・放射線管理GMは、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3. 環境・放射線管理GMは、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 環境・放射線管理GMは、添付2における管理区域境界付近において、表37に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除に当たって、環境・放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、環境・放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. 環境・放射線管理GMは、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、取扱主任者の確認を得て、センター長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たって、環境・放射線管理GMは目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、環境・放射線管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、取扱主任者の確認を得て、センター長の承認を得る。</p> <p>6. 環境・放射線管理GMは、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定に当たって、環境・放射線管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. 環境・放射線管理GMは、第6項における管理区域を設定した場合は、設</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定					
		<p>定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、取扱主任者の確認を得て、センター長の承認を得る。</p> <p>なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを環境・放射線管理GMが確認し、取扱主任者の確認を得て、センター長の承認を得る。</p> <p>表37</p> <table border="1" data-bbox="619 459 1235 728"> <tr><td>扉修理他作業</td></tr> <tr><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>建物補修</td></tr> <tr><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>物品の仮置</td></tr> </table>	扉修理他作業	清掃作業	建物補修	搬出入作業	物品の仮置
扉修理他作業							
清掃作業							
建物補修							
搬出入作業							
物品の仮置							
23	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第38条 環境・放射線管理GMは、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>3. 環境・放射線管理GMは、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、環境・放射線管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. 環境・放射線管理GMは、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>					
24	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第39条 環境・放射線管理GMは、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. 各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、環境・放射線管理GMの承認を得る。</p> <p>3. 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>					

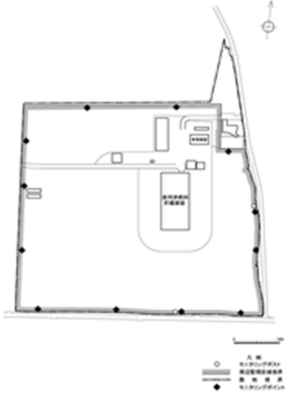
No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
25	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第40条 環境・放射線管理GMは、別途定められた管理区域への立入許可に係る事項に基づき、<u>管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</u></p> <p>(1) <u>放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</u></p> <p>(2) <u>一時立入者 :放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</u></p> <p>2. <u>環境・放射線管理GMは、第1項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</u></p> <p>3. <u>環境・放射線管理GMは、チェックポイント(管理区域への出入管理を行うエリア)において、入退域管理装置により人の出入りを管理する。</u></p> <p>4. <u>防災安全GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。</u></p> <p>5. <u>環境・放射線管理GMは、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</u></p> <p>6. <u>環境・放射線管理GMは、管理区域における線量当量率等を放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、放射線サーベイ機器で測定した値を配置図に記載して壁面に掲示することで、チェックポイント及び事務建屋に表示する。</u></p>
26	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	<p>(管理区域への出入管理)</p> <p>第40条 環境・放射線管理GMは、別途定められた管理区域への立入許可に係る事項に基づき、<u>管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</u></p> <p>(1) <u>放射線業務従事者:業務上管理区域に立ち入る者</u></p> <p>(2) <u>一時立入者 :放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者</u></p> <p>2. <u>環境・放射線管理GMは、第1項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。</u></p> <p>3. <u>環境・放射線管理GMは、チェックポイント(管理区域への出入管理を行うエリア)において、入退域管理装置により人の出入りを管理する。</u></p> <p>4. <u>防災安全GMは、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。</u></p> <p>5. <u>環境・放射線管理GMは、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。</u></p> <p>6. <u>環境・放射線管理GMは、管理区域における線量当量率等を放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、放射線サーベイ機器で測定した値を配置図に記載して壁面に掲示することで、チェックポイント及び事務建屋に表示する。</u></p>
27	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定め	<p>(管理区域出入者の遵守事項)</p> <p>第41条 環境・放射線管理GMは、<u>管理区域に出入りするセンター員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
	<p>られていること。</p>	<p>(1) <u>チェックポイントを経由すること。ただし、環境・放射線管理GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって環境・放射線管理GMの指示に従う場合は、この限りでない。</u></p> <p>(3) <u>第38条第1項(2)で定める区域に立ち入る場合は、保護衣を着用すること。ただし、環境・放射線管理GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</u></p> <p>(4) <u>第39条第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</u></p> <p>(5) <u>第38条第1項(2)で定める区域から退出する場合又は第38条第1項(2)で定める区域から汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。</u></p> <p>(6) <u>放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</u></p>
28	<p>7. 管理区域から物品又は使用済燃料等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域外等への搬出)</p> <p>第47条 <u>環境・放射線管理GMは、各GMが汚染のおそれのない管理区域から管理区域外に搬出する物品について、表面汚染密度の確認を省略することができる。</u></p> <p>2. <u>環境・放射線管理GMは、各GMが第38条第1項(2)に定める区域から管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で第38条第1項(2)に定める区域から汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</u></p>
29	<p>8. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第42条 <u>周辺監視区域は、図42に示す区域とする。</u></p> <p>2. <u>環境・放射線管理GMは、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設ける又は標識を掲げることにより、業務上立ち入る者以外の立入りを制限する。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</u></p> <p>図42</p> 
30	<p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵</p>	<p>(協力企業の放射線防護)</p> <p>第48条 <u>環境・放射線管理GMは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、センター長の承認</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
	守させる措置が定められていること。	<p>を得る。</p> <p>(1) <u>管理区域出入者の遵守事項</u></p> <p>a) <u>出入方法に関すること</u></p> <p>b) <u>個人線量計の着用に関すること</u></p> <p>c) <u>保護衣の着用に関すること</u></p> <p>d) <u>汚染拡大防止措置に関すること</u></p> <p>e) <u>管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</u></p> <p>(2) <u>線量評価の項目及び頻度に関すること</u></p> <p>(3) <u>床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</u></p> <p>2. <u>各GMは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</u></p>
八 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。		
31	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	平常時に放射性廃棄物の発生はなく放射性廃棄物の処理設備を設置していないため、該当なし
32	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第10号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	平常時に放射性廃棄物の発生はなく放射性廃棄物の処理設備を設置していないため、該当なし
九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。		
33	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第43条 <u>各GMは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</u></p> <p>2. <u>環境・放射線管理GMは、センター員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表43-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</u></p> <p>3. <u>環境・放射線管理GMは、第38条第1項(2)に定める区域に入域した実績があるセンター員の放射線業務従事者の実効線量を表43-2に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定																																	
		<p>表43-1</p> <table border="1" data-bbox="619 264 1455 376"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{*1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>表43-2</p> <table border="1" data-bbox="619 452 1455 564"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回^{*1*2}</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1:女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。)にあっては、1ヶ月に1回とする。</u></p> <p><u>※2:第38条第1項(2)に定める区域に入域した実績がない場合は、省略できる。</u></p> <p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第46条 環境・放射線管理GM及び保全GMは、表46に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。</p> <p>また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表46</p> <table border="1" data-bbox="619 1057 1455 1518"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>警報機能付き個人線量計</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>GM管サーベイメータ</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>保全GM</td> <td>14台</td> </tr> <tr> <td>中性子線エリアモニタ</td> <td>保全GM</td> <td>7台</td> </tr> </tbody> </table>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}	項目	頻度	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1*2}	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	警報機能付き個人線量計	環境・放射線管理GM	1式	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	環境・放射線管理GM	6台	GM管サーベイメータ	環境・放射線管理GM	2台	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	環境・放射線管理GM	2基	ガンマ線エリアモニタ	保全GM	14台	中性子線エリアモニタ	保全GM	7台
項目	頻度																																		
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1}																																		
項目	頻度																																		
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 ^{*1*2}																																		
分類	計測器種類	所管GM	数量																																
1. 被ばく管理用計測器	警報機能付き個人線量計	環境・放射線管理GM	1式																																
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	環境・放射線管理GM	6台																																
	GM管サーベイメータ	環境・放射線管理GM	2台																																
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	環境・放射線管理GM	2基																																
	ガンマ線エリアモニタ	保全GM	14台																																
	中性子線エリアモニタ	保全GM	7台																																
34	2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	(放射線管理に係る基本方針) 第35条 センターにおける放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。																																	
35	3. 貯蔵規則第29条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基	(床、壁等の除染) 第44条 各GMは、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、環境・放																																	

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定																								
	<p>準が定められていること。</p>	<p>射線管理GMに連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、汚染状況等について環境・放射線管理GMの確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の所管GMは、その措置結果について、環境・放射線管理GMの確認を得る。</p>																								
36	<p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第45条 環境・放射線管理GMは、管理区域内、事業所内の管理区域以外の人^{※1}が立ち入る場所、周辺監視区域境界付近(周辺監視区域境界付近の測定場所は図45に定める。)及び第38条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内において表45-1及び表45-2(第38条第1項(2)に定める区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2. 環境・放射線管理GMは、第1項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>表45-1</p> <table border="1" data-bbox="616 954 1455 1671"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測 定 項 目</th> <th>測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理区域内^{※1}</td> <td>外部放射線に係る線量当量率^{※2}</td> <td>毎日貯蔵中に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度^{※3}</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量^{※4}</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率^{※5}</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>中性子線量当量率^{※6}</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>3. 事業所内の管理区域以外の人^{※1}が立ち入る場所</td> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2:エリアモニタにおいて測定する項目 ※3:汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4:モニタリングポイントにおいて測定する項目 ※5:モニタリングポストにおいて測定する項目 ※6:東側周辺監視区域境界付近のモニタリングポストにおいてのみ測定する項目</p>	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	1. 管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日貯蔵中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 ^{※3}	1週間に1回	表面汚染密度 ^{※3}	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 ^{※4}	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 ^{※5}	常時	中性子線量当量率 ^{※6}	常時	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	3. 事業所内の管理区域以外の人 ^{※1} が立ち入る場所	外部放射線に係る線量当量	3ヶ月に1回
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度																								
1. 管理区域内 ^{※1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{※2}	毎日貯蔵中に1回																								
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																								
	空気中の放射性物質濃度 ^{※3}	1週間に1回																								
	表面汚染密度 ^{※3}	1週間に1回																								
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量 ^{※4}	3ヶ月に1回																								
	空気吸収線量率 ^{※5}	常時																								
	中性子線量当量率 ^{※6}	常時																								
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																								
3. 事業所内の管理区域以外の人 ^{※1} が立ち入る場所	外部放射線に係る線量当量	3ヶ月に1回																								

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定						
		<p>表45-2</p> <table border="1" data-bbox="619 232 1455 439"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 232 868 286">場 所</th> <th data-bbox="868 232 1161 286">測 定 項 目</th> <th data-bbox="1161 232 1455 286">測 定 頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 286 868 439">汚染のおそれのない管理区域内</td> <td data-bbox="868 286 1161 439">表面汚染密度</td> <td data-bbox="1161 286 1455 439">1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)</td> </tr> </tbody> </table> <p>図45</p> 	場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)
場 所	測 定 項 目	測 定 頻 度						
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 (汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間)						
37	<p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域外等への搬出)</p> <p>第47条 環境・放射線管理GMは、各GMが汚染のおそれのない管理区域から管理区域外に搬出する物品について、表面汚染密度の確認を省略することができる。</p> <p>2. 環境・放射線管理GMは、各GMが第38条第1項(2)に定める区域から管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で第38条第1項(2)に定める区域から汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>						
38	<p>6. 使用済燃料等(使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の事業所の外への運搬に関する行為(事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第12号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>使用済燃料等(使用済燃料を除く。)の事業所の外への運搬に関する行為がないため該当なし</p>						
39	<p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする</p>	<p>クリアランス制度利用がないため該当なし</p>						

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
	<p>物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	
40	<p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第12号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第32条 <u>環境・放射線管理GMは、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合に必要な以下の事項を定める。</u></p> <p>(1) <u>「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断をしようとする対象物の範囲</u></p> <p>(2) <u>「放射性廃棄物でない廃棄物」の判断方法等</u></p> <p>a) <u>使用履歴、設置状況の記録等による判断方法</u></p> <p>b) <u>汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行う場合の判断方法</u></p> <p>c) <u>念のための放射線測定に係る事項</u></p> <p>(3) <u>「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断したものと、使用済燃料によって汚染された物との混在防止措置</u></p> <p>2. <u>各GMは、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品を、「放射性廃棄物でない廃棄物」として廃棄又は資源として有効利用する場合は、第1項で定めた事項に基づき実施する。</u></p>
41	<p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第39条 <u>環境・放射線管理GMは、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</u></p> <p>(2) <u>空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</u></p> <p>2. <u>各GMは、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、環境・放射線管理GMの承認を得る。</u></p> <p>3. <u>各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</u></p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第44条 <u>各GMは、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、環境・放射線管理GMに連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</u></p> <p>2. <u>第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、汚染状況等について環境・</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定																									
		放射線管理GMの確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。 3. 第2項の所管GMは、その措置結果について、環境・放射線管理GMの確認を得る。																									
十 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。																											
42	1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。	(放射線計測器類の管理) 第46条 環境・放射線管理GM及び保全GMは、表46に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 表46 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>警報機能付き個人線量計</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>GM管サーベイメータ</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>保全GM</td> <td>14台</td> </tr> <tr> <td>中性子線エリアモニタ</td> <td>保全GM</td> <td>7台</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	警報機能付き個人線量計	環境・放射線管理GM	1式	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	環境・放射線管理GM	6台	GM管サーベイメータ	環境・放射線管理GM	2台	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	環境・放射線管理GM	2基	ガンマ線エリアモニタ	保全GM	14台	中性子線エリアモニタ	保全GM	7台
分類	計測器種類	所管GM	数量																								
1. 被ばく管理用計測器	警報機能付き個人線量計	環境・放射線管理GM	1式																								
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	環境・放射線管理GM	6台																								
	GM管サーベイメータ	環境・放射線管理GM	2台																								
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	環境・放射線管理GM	2基																								
	ガンマ線エリアモニタ	保全GM	14台																								
	中性子線エリアモニタ	保全GM	7台																								
43	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第16号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	(放射線計測器類の管理) 第46条 環境・放射線管理GM及び保全GMは、表46に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。 また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。 表46 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被ばく管理用計測器</td> <td>警報機能付き個人線量計</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>6台</td> </tr> <tr> <td>GM管サーベイメータ</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>環境・放射線管理GM</td> <td>2基</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ</td> <td>保全GM</td> <td>14台</td> </tr> <tr> <td>中性子線エリアモニタ</td> <td>保全GM</td> <td>7台</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	警報機能付き個人線量計	環境・放射線管理GM	1式	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	環境・放射線管理GM	6台	GM管サーベイメータ	環境・放射線管理GM	2台	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	環境・放射線管理GM	2基	ガンマ線エリアモニタ	保全GM	14台	中性子線エリアモニタ	保全GM	7台
分類	計測器種類	所管GM	数量																								
1. 被ばく管理用計測器	警報機能付き個人線量計	環境・放射線管理GM	1式																								
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	環境・放射線管理GM	6台																								
	GM管サーベイメータ	環境・放射線管理GM	2台																								
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	環境・放射線管理GM	2基																								
	ガンマ線エリアモニタ	保全GM	14台																								
	中性子線エリアモニタ	保全GM	7台																								
十一 使用済燃料の受払い、運搬その他の取扱い(事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。																											
44	1. 受入れの際の使用済燃料及び金属キャスクに関する	(使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認) 第21条 貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料を収納した金属キ																									

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
	条件、その適合性確認の内容、適合性確認の結果が不適合であった場合の措置その他保安のために講ずべき措置が定められていること。	<p><u>ヤスクを貯蔵区域に貯蔵する場合は、使用済燃料を収納した金属キャスクについて、使用前事業者検査に合格したものであることを確認する。</u></p> <p>(貯蔵計画)</p> <p>第20条 技術GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクの貯蔵計画を作成し、取扱主任者の確認を得てセンター長の承認を得る。</p> <p>2. 技術GMは、前項の計画を作成するに当たり、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>使用済燃料貯蔵施設で貯蔵する照射前金属ウラン量が最大貯蔵能力(約3,000t)を超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>使用済燃料貯蔵施設で貯蔵する使用済燃料を収納した金属キャスクの基数が最大貯蔵基数(288基)を超えないこと。</u></p> <p>(3) <u>受入施設の金属キャスクの受入れは8基を超えないこと。</u></p>
45	2. 事業所内における使用済燃料を収納した金属キャスクの移動の際に講ずべき、金属キャスクの転倒又は落下の防止措置が定められていること。	<p>(使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱い)</p> <p>第22条 <u>保全GM又は貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設内において、使用済燃料を収納した金属キャスクを取り扱う場合は、受入れ区域天井クレーン又は搬送台車により行うこと。</u></p> <p>2. 保全GM又は貯蔵GMは、検査架台での二次蓋及び三次蓋の取り外し取り付け作業を行う場合は、金属キャスク上(三次蓋取り付けフランジ面)からのつり上げ高さが10cm以下であることを遵守する。</p> <p>3. 保全GM又は貯蔵GMは、<u>使用済燃料貯蔵施設内において、使用済燃料を収納した金属キャスクを取り扱う場合は、受入れ区域天井クレーン又は搬送台車について、使用前事業者検査又は定期事業者検査に合格したものであることを確認する。</u></p>
46	3. 使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵区域に固定する際に講ずべき保安措置が定められていること。	<p>(使用済燃料を収納した金属キャスクの受入れ確認)</p> <p>第21条 <u>貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料を収納した金属キャスクを貯蔵区域に貯蔵する場合は、使用済燃料を収納した金属キャスクについて、使用前事業者検査に合格したものであることを確認する。</u></p>
47	4. 使用済燃料を収納した金属キャスクの事業所の外への運搬に関する事業所内の措置が定められていること。	<p>(使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出確認)</p> <p>第24条 <u>貯蔵GMは、使用済燃料を収納した金属キャスクを搬出する場合は、センターの外への運搬に関するセンター内の措置を定める。</u></p>
十二 放射性廃棄物の廃棄(事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。		
48	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第31条 <u>環境・放射線管理GMは、放射性固体廃棄物が発生した場合は、ドラム缶に封入することにより汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物貯蔵室に保管する。</u></p> <p>2. <u>環境・放射線管理GMは、放射性固体廃棄物を封入したドラム缶には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表69-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。また、保全GMは、保管しているドラム缶には津波漂流防止の措置を講じる。</u></p> <p>3. <u>環境・放射線管理GMは、廃棄物貯蔵室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回廃棄物貯蔵室を巡視し、3ヶ月に1回保管量を確認する。その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		4. <u>環境・放射線管理GMは、廃棄物貯蔵室の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</u>
49	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。	<p>（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第34条 <u>環境・放射線管理GMは、放射性液体廃棄物が発生した場合は、ドラム缶に封入することにより汚染の広がりを防止する措置を講じ、廃棄物貯蔵室に保管する。</u></p> <p>2. 環境・放射線管理GMは、放射性液体廃棄物を封入したドラム缶には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ表69-1の放射性液体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。また、保全GMは、保管しているドラム缶には津波漂流防止の措置を講じる。</p> <p>3. 環境・放射線管理GMは、廃棄物貯蔵室における放射性液体廃棄物の保管状況を確認するために、1週間に1回廃棄物貯蔵室を巡視し、3ヶ月に1回保管量を確認する。その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>4. 環境・放射線管理GMは、廃棄物貯蔵室の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>
50	3. 放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬に関する行為（事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第9号及び第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	放射性固体廃棄物の事業所の外への運搬がないため該当なし
51	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	放出がないため該当なし
52	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	放出がないため該当なし
53	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実	放出がないため該当なし

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定												
	施、評価等)について定められていること。													
54	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第29条 <u>放射性物質の放出がないセンターにおける放射性廃棄物に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の保管管理を実施する。</u>												
十三 非常の場合に講ずべき処置に関すること。														
55	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	(原子力防災組織) 第55条 <u>防災安全GMは、原子力災害に係る緊急事態(以下「緊急事態」という。)が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるに当たり、センター長の承認を得る。</u> 2. <u>緊急事態における対策本部の本部長は、センター長とする。ただし、防災安全GMは、センター長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、センター長の承認を得る。</u> 3. <u>原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)</u> (原子力防災組織の要員) 第56条 <u>防災安全GMは、原子力防災組織の要員を定めるに当たり、センター長の承認を得る。</u> (緊急作業従事者の選定) 第57条 <u>防災安全GMは、次の全ての要件に該当するセンター員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業^{※1}に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、センター長の承認を得る。</u> (1) 表57の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者 (2) 表57の緊急作業についての訓練を受けた者 (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。 表57 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</td> <td>2時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>関係法令</td> <td>0.5時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	関係法令	0.5時間以上
分類	項目	時間												
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)	3時間以上												
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2時間以上												
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上												
	関係法令	0.5時間以上												

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定					
		訓練	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="785 197 1270 250">緊急作業の方法</td> <td data-bbox="1270 197 1449 250">3時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="785 250 1270 313">緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い※2</td> <td data-bbox="1270 250 1449 313">3時間以上</td> </tr> </table>	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い※2	3時間以上
緊急作業の方法	3時間以上						
緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い※2	3時間以上						
		<p>※1:緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。</p> <p>※2:兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条第1項、第60条、第67条のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練 <p>(原子力防災資機材)</p> <p>第58条 各GMは、<u>原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器等を定めるに当たり、センター長の承認を得る。</u></p> <p>(通報経路)</p> <p>第59条 防災安全GMは、<u>緊急事態が発生した場合の社内並びに国、県及び市等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるに当たり、センター長の承認を得る。</u></p> <p>(原子力防災訓練)</p> <p>第60条 防災安全GMは、<u>原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、訓練結果をセンター長に報告する。</u></p> <p>(通報)</p> <p>第61条 貯蔵GM等は、<u>緊急事態が発生した場合は、センター長に報告する。</u></p> <p>2. <u>センター長は、緊急事態の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、第59条に定める連絡経路又は通報経路にしたがって、社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。</u></p> <p>(態勢の発令)</p> <p>第62条 センター長は、<u>緊急事態が発生した場合は、警戒態勢又は緊急事態態勢を発令して、原子力防災組織の要員を招集し、センターに対策本部を設置する。</u></p> <p>(応急措置)</p> <p>第63条 本部長は、<u>原子力防災組織を統括し、緊急事態態勢を発令した場合において次の応急措置を実施する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>警備及び避難誘導</u> (2) <u>放射線影響範囲の推定</u> (3) <u>医療活動</u> (4) <u>消火活動</u> (5) <u>汚染拡大の防止</u> (6) <u>線量評価</u> (7) <u>応急復旧</u> (8) <u>原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</u> 					

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定						
		<p>(原子力緊急事態宣言発令後における活動)</p> <p>第64条 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、<u>第63条で定める応急措置を継続実施する。</u></p> <p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第65条 本部長は、<u>緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を表65に定める項目及び頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</u></p> <p>(2) <u>使用済燃料貯蔵施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</u></p> <p>2. 本部長は、<u>緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</u></p> <p>表65</p> <table border="1" data-bbox="619 801 1453 965"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 801 1038 853">項目</th> <th data-bbox="1038 801 1453 853">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 853 1038 904">外部被ばくによる線量</td> <td data-bbox="1038 853 1453 904">1ヶ月^{※1}に1回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 904 1038 965">内部被ばくによる線量</td> <td data-bbox="1038 904 1453 965">1ヶ月^{※1}に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:毎月1日を始期とする。</p> <p>(態勢の解除)</p> <p>第66条 本部長は、<u>事象が収束し、警戒態勢又は緊急時態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</u></p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回							
内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{※1} に1回							
56	2. 緊急時における操作に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第2項は、運転操作の手順整備を求めている内容であるが、当社は緊急時の運転操作に該当する内容がないため、適用外。						
57	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	(通報経路) 第59条 防災安全GMは、 <u>緊急事態が発生した場合の社内並びに国、県及び市等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるに当たり、センター長の承認を得る。</u>						
58	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	(原子力防災組織) 第55条 防災安全GMは、 <u>原子力災害に係る緊急事態(以下「緊急事態」という。)が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるに当たり、センター長の承認を得る。</u> 2. 緊急事態における対策本部の本部長は、 <u>センター長とする。ただし、防災安全GMは、センター長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、センター長の承認を得る。</u> 3. <u>原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)</u>						

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定																	
59	<p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>(態勢の発令) 第62条 センター長は、<u>緊急事態が発生した場合は、警戒態勢又は緊急時態勢を発令して、原子力防災組織の要員を招集し、センターに対策本部を設置する。</u></p> <p>(応急措置) 第63条 本部長は、<u>原子力防災組織を統括し、緊急時態勢を発令した場合において次の応急措置を実施する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>警備及び避難誘導</u> (2) <u>放射線影響範囲の推定</u> (3) <u>医療活動</u> (4) <u>消火活動</u> (5) <u>汚染拡大の防止</u> (6) <u>線量評価</u> (7) <u>応急復旧</u> (8) <u>原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</u> 																	
60	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250 mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>	<p>(緊急作業従事者の選定) 第57条 防災安全GMは、<u>次の全ての要件に該当するセンター員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)</u>から、<u>緊急作業^{*1}に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、センター長の承認を得る。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>表57の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者</u> (2) <u>表57の緊急作業についての訓練を受けた者</u> (3) <u>実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</u> <p>表57</p> <table border="1" data-bbox="616 1408 1457 1933"> <thead> <tr> <th data-bbox="616 1408 783 1451">分類</th> <th data-bbox="783 1408 1270 1451">項目</th> <th data-bbox="1270 1408 1457 1451">時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="616 1451 783 1800" rowspan="4">教育</td> <td data-bbox="783 1451 1270 1554"><u>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</u></td> <td data-bbox="1270 1451 1457 1554">3時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1554 1270 1626"><u>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</u></td> <td data-bbox="1270 1554 1457 1626">2時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1626 1270 1729"><u>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</u></td> <td data-bbox="1270 1626 1457 1729">1時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1729 1270 1800">関係法令</td> <td data-bbox="1270 1729 1457 1800">0.5時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="616 1800 783 1933" rowspan="2">訓練</td> <td data-bbox="783 1800 1270 1861"><u>緊急作業の方法</u></td> <td data-bbox="1270 1800 1457 1861">3時間以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="783 1861 1270 1933"><u>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{*2}</u></td> <td data-bbox="1270 1861 1457 1933">3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 緊急作業とは、法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。 ※2: 兼用できる訓練</p>	分類	項目	時間	教育	<u>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</u>	3時間以上	<u>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</u>	2時間以上	<u>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</u>	1時間以上	関係法令	0.5時間以上	訓練	<u>緊急作業の方法</u>	3時間以上	<u>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{*2}</u>	3時間以上
分類	項目	時間																	
教育	<u>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等)</u>	3時間以上																	
	<u>緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識</u>	2時間以上																	
	<u>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</u>	1時間以上																	
	関係法令	0.5時間以上																	
訓練	<u>緊急作業の方法</u>	3時間以上																	
	<u>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い^{*2}</u>	3時間以上																	

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定						
		・第16条第1項, 第60条, 第67条のうち, 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練						
61	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	<p>(緊急作業従事者の線量管理等)</p> <p>第65条 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を表65に定める項目及び頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</p> <p>(2) 使用済燃料貯蔵施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>2. 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p> <p>表65</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月^{*1}に1回</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>1ヶ月^{*1}に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 毎月1日を始期とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{*1} に1回	内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{*1} に1回
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{*1} に1回							
内部被ばくによる線量	1ヶ月 ^{*1} に1回							
62	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	<p>(態勢の解除)</p> <p>第66条 本部長は、事象が収束し、警戒態勢又は緊急時態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。</p>						
63	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	<p>(原子力防災訓練)</p> <p>第60条 防災安全GMは、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、訓練結果をセンター長に報告する。</p>						
十四 設計想定事象に係る使用済燃料貯蔵施設の保全に関する措置に関すること。								
64	<p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 使用済燃料貯蔵施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、火災が発生した場合に対しては、可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第16条 防災安全GMは、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動^{*1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、防災安全部長の承認を得る。また、計画は、添付1に示す「火災、火山影響等、その他自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) センターから消防機関へ通報するために必要な通報設備設置^{*2}に関すること</p> <p>(2) 火災発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(3) 火災発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(4) 火災発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>(5) センターにおける可燃物の適切な管理に関すること</p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、火災発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備し、活動</p>						

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
	<p>は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含めて計画していること。</p> <p>(2) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な照明器具、無線機器その他の資機材を備え付けること。</p> <p>(4) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>を行う。</p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災安全GMに報告する。防災安全GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>貯蔵GMは、火災の影響により、使用済燃料貯蔵施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>貯蔵保全部長に報告する。貯蔵保全部長は、センター長、取扱主任者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入停止等の措置について協議する。</u></p> <p>※1: 消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災による影響の軽減に係る措置を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2: 通報設備が点検又は故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後又は修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 技術GMは、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術安全部長の承認を得る。また、計画は、添付1に示す「火災、火山影響等、その他自然災害対応及び火山活動のモニタリングに係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) <u>火山影響等発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p>(2) <u>火山影響等発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p>(3) <u>火山影響等発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、<u>火山影響等発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備し、活動を行う。</u></p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術GMに報告する。技術GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>各GMは、火山現象の影響により、使用済燃料貯蔵施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、<u>技術安全部長に報告する。技術安全部長は、センター長、取扱主任者及び関係GMに連絡するとともにその対応について協議する。</u></p> <p>5. 土木・建築GMは、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1: 火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第18条 技術GMは、使用済燃料貯蔵施設内においてその他自然災害</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>(「地震、津波、竜巻及び積雪等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動^{※1}を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、技術安全部長の承認を得る。また、計画は、添付1に示す「火災、火山影響等、その他自然災害発生時の対応及び火山活動のモニタリングに係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) <u>その他自然災害発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p>(2) <u>その他自然災害発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p>(3) <u>その他自然災害発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. 各GMは、前項の計画に基づき、<u>その他自然災害発生時における使用済燃料貯蔵施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順を整備し、活動を行う。</u></p> <p>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術GMに報告する。技術GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>各GMは、その他自然災害発生により、使用済燃料貯蔵施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、センター長、取扱主任者及び関係GMに連絡するとともにその対応について協議する。</u></p> <p>5. 各部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 貯蔵保全部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 貯蔵保全部長は、地震観測及び影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 技術GMは、定期的に使用済燃料貯蔵施設周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>※1:その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p>
十五	使用済燃料貯蔵施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第四十三条の十三各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。	
65	1. 使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	<p>(記 録)</p> <p>第69条 <u>組織は、表69-1及び表69-3に定める保安に関する記録を適正に作成(表69-1の1.を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u></p> <p>2. <u>各GMは、表69-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
66	2. 貯蔵規則第27条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	<p>(記録)</p> <p>第69条 <u>組織は、表69-1及び表69-3に定める保安に関する記録を適正に作成(表69-1の1.を除く。)し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u></p> <p>2. <u>各GMは、表69-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</u></p>
67	3. 事業所長及び使用済燃料取扱主任者に報告すべき事項が定められていること。	<p>(使用済燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第9条 取扱主任者は、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関し保安の監督を誠実に行うことを職務とし、「使用済燃料取扱主任者の選任及び職務運用マニュアル」の定めるところにより次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 取扱主任者は、保安上必要な場合には、使用済燃料貯蔵施設の監視に従事する者及び使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに従事する者(センター長を含む。)に指示する。</p> <p>(2) <u>表9-1に定める事項を、センター長の承認に先立ち確認する。</u></p> <p>(3) <u>表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</u></p> <p>(4) <u>表9-3に定める記録の内容を確認する。</u></p> <p>(5) 第70条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</p> <p>(6) 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>(7) 保安委員会に必ず出席する。</p> <p>(8) その他、使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 使用済燃料貯蔵施設の監視に従事する者及び使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱いに従事する者は、取扱主任者による保安のための指示に従う。</p>
68	4. 特に、貯蔵規則第43条の13各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	<p>(報告)</p> <p>第70条 <u>各GM又は貯蔵保全部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちにセンター長及び取扱主任者に報告する。</u></p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第45条)</p> <p>(2) 貯蔵規則第43条の13(事故故障等の報告)第2号、第3号及び第10号から第12号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>(3) 第25条第1項に定める異常が発生した場合</p> <p>2. <u>センター長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。</u></p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合並びに夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。</p>
69	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	<p>(報告)</p> <p>第70条 各GM又は貯蔵保全部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちにセンター長及び取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) <u>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第45条)</u></p> <p>(2) <u>貯蔵規則第43条の13(事故故障等の報告)第2号、第3号及び第10号から第12号に定める報告事象が生じた場合</u></p> <p>(3) <u>第25条第1項に定める異常が発生した場合</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		2. センター長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。 3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合並びに夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の報告方法は、「トラブル等の報告マニュアル」による。
十六 使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関する事(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事及び長期施設管理方針を含む。)。		
70	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	(施設管理計画) 第49条 使用済燃料貯蔵施設について、使用済燃料貯蔵事業許可を受けた設備に係る事項及び「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> 1. 用語の定義 保 全: 金属キャスクの貯蔵に関わる設備の機能を確認、維持又は向上させる活動。使用済燃料貯蔵施設の安全確保を前提に、基本的安全機能の確保の観点から設備の重要さ度合いに応じて、効率性、経済性を考慮しながら行われるもので、設計、点検、巡視点検、工事を含む。 工 事: 補修、取替え及び改造の総称であり、建設、使用前点検を含む。 作業管理: 保全のうち設計を除く点検、巡視点検、工事等のための作業の管理。 2. 施設管理方針及び施設管理目標 (1) <u>社長は、使用済燃料貯蔵施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3 参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</u> (2) <u>社長は、第54条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。</u> (3) <u>組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(7.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</u> (設計管理) 第50条 <u>組織は、使用済燃料貯蔵施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</u> 2. <u>組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第4条 7.3 に従って実施する。</u> (1) <u>保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</u> (2) <u>「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」の規定及び使用済燃料貯蔵事業許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</u>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>(3) <u>適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>(4) <u>設計・開発に不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>3. <u>本条における設計管理には、次条に定める作業管理及び第52条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</u></p> <p>(作業管理)</p> <p>第51条 <u>組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</u></p> <p>2. <u>組織は、使用済燃料貯蔵施設の点検及び工事を行う場合、使用済燃料貯蔵施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u></p> <p>(2) <u>供用中の使用済燃料貯蔵施設に対する悪影響の防止</u></p> <p>(3) <u>供用開始後の管理上重要な初期データの採取</u></p> <p>(4) <u>作業工程の管理</u></p> <p>(5) <u>供用開始までの作業対象設備の管理</u></p> <p>(6) <u>第5章に基づく放射性廃棄物管理</u></p> <p>(7) <u>第6章に基づく放射線管理</u></p> <p>3. <u>組織は、使用済燃料貯蔵施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第13条による巡視点検を定期的に行う。</u></p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 <u>貯蔵GMは、使用済燃料貯蔵施設について毎日1回以上の頻度で巡視点検を行う。</u></p>
71	<p>2. 使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」(原管廃発第1311275号(平成25年11月27日原子力規制委員会決定))を参考とし、貯蔵規則第31条の2に規定された使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。</p>	<p>(使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第54条 <u>各GMは、基本的安全機能を確保するために必要な施設の保全に関し、事業を開始した日以後20年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、(1)、(2)の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>経年劣化に関する技術的な評価</u></p> <p>(2) <u>前号に基づく長期施設管理方針の策定</u></p> <p>2. <u>各GMは、前項の評価について、10年を超えない期間ごとに再評価を行い、この再評価の結果に基づき、次の10年間に実施すべき当該使用済燃料貯蔵施設についての施設管理に関する長期施設管理方針を策定する。</u></p> <p>3. <u>各GMは、第1項(1)、(2)の事項について、経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</u></p>
72	<p>3. 事業を開始した日以後20年を経過した使用済燃料貯蔵施設については、長期施設管理方針が定められていること。</p>	

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
73	<p>4. 貯蔵規則第37条第1項第16号に掲げる使用済燃料貯蔵施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（貯蔵規則第31条の2第1項若しくは第2項の規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第3項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に貯蔵規則第31条の2第1項若しくは第2項の評価の結果又は第3項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</p>	
74	<p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考として記載されていること。</p>	
75	<p>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に検査を実施させる体制でもよい。</p>	<p><u>（使用前事業者検査の実施）</u> <u>第52条 センター長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる使用済燃料貯蔵施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであり、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u> <u>2. 技術GMは、第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</u> <u>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</u> <u>（1）検査の実施体制を構築する。</u> <u>（2）検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</u> <u>（3）検査対象の使用済燃料貯蔵施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</u> <u>a) 設工認に従って行われたものであること。</u> <u>b) 「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u> <u>（4）検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の使用済燃料貯蔵施設が前号 a)及び b)の基準に適合することを最終判断する。</u> <u>※1:検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</u> <u>a) 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</u></p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>b) 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c) その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査判定者に行わせることができる。このとき、検査実施責任者は検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設所管箇所とは別の組織の者。若しくは検査対象設備の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練結果を確認し、要員としての要件を満足していることを確認する。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第53条 センター長は、使用済燃料貯蔵施設が「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2. 技術GMは、第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管又は点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施GMとして指名する。</p> <p>3. 技術GMは、第5条に定める保安に関する組織のうち、検査の独立性確保を考慮し、検査実施責任者を指名する。</p> <p>4. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の使用済燃料貯蔵施設が「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目毎の判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目毎の判定結果を踏まえ、検査対象の使用済燃料貯蔵施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1:各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a) 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b) 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c) a), b)による方法のほか、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>5. 検査実施責任者は検査項目毎の判定業務を検査判定者に行わせること</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
		<p>ができる。このとき、検査実施責任者は検査判定者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第5条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設所管箇所とは別の組織の者。又は検査対象設備の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>6. 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査判定者の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>7. 各GMは、第4項及び第5項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練結果を確認し、要員としての要件を満足していることを確認する。</p>
十七 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関すること。		
76	<p>1. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、「使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関する運用ガイド」を参考に、貯蔵規則第35条の2に規定された使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に行うことが定められていること。</p>	<p>(使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)</p> <p>第10条 技術GMは、事業を開始した日以後10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 保安活動の実施の状況の評価</p> <p>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>2. 組織は、第1項の評価の結果、使用済燃料貯蔵施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>
<p>貯蔵規則</p> <p>第三十五条の二 法第四十三条の十八第一項の規定により、使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設ごと及び十年を超えない期間ごとに次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施の状況の評価を行うこと。</p> <p>二 使用済燃料貯蔵施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況を評価すること。</p>		
77	<p>2. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価に関することについては、貯蔵規則第35条の2の規定に基づく措置を講じたときは、同条各項に掲げる評価の結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びにQMSの改善を行うことが定められていること。</p>	<p>(使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価)</p> <p>第10条 技術GMは、事業を開始した日以後10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 保安活動の実施の状況の評価</p> <p>(2) 保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価</p> <p>2. 組織は、第1項の評価の結果、使用済燃料貯蔵施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合には、その結果を踏まえて、保安活動の計画、実施、評価及び改善並びに品質マネジメントシステムの改善を継続して行う。</p>

No.	保安規定審査基準	リサイクル燃料備蓄センター保安規定
十八 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の使用済燃料を貯蔵する者との共有に関すること。		
78	1. メーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報を事業者の情報共有の場を活用し、他の使用済燃料を貯蔵する者と共有した技術情報を、自らの使用済燃料貯蔵施設の保安の向上に活かすための措置が定められていること。	(施設管理計画) 第49条 14. 情報共有 <u>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、ニューシア登録情報を確認するとともに、リサイクル燃料備蓄センター技術協力会議において他の事業者と共有する。</u>
十九 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。		
79	1. 使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	(品質マネジメントシステム計画) 第4条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 8.3 不適合の管理 (6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、 <u>公開基準に従い不適合の内容を自ら管理するウェブサイトへ登録することにより、情報の公開を行う。</u>
80	2. 情報の公開に関し、自ら管理するウェブサイトへの登録等に必要な事項が定められていること。	(品質マネジメントシステム計画) 第4条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 8.3 不適合の管理 (6) 組織は、使用済燃料貯蔵施設の保安の向上を図る観点から、 <u>公開基準に従い不適合の内容を自ら管理するウェブサイトへ登録することにより、情報の公開を行う。</u>
二十 その他使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項		
81	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、使用済燃料貯蔵施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	(品質マネジメントシステム計画) 第4条 保安活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 4. 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第5条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は、 <u>本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u>
82	2. 保安規定を定める「目的」が、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物による災害の防止を図るものとして定められていること。	(目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)」第43条の20第1項の規定に基づき、リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設(以下「使用済燃料貯蔵施設」という。)に係る保安に関する事項を定め、 <u>使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</u>

図 5

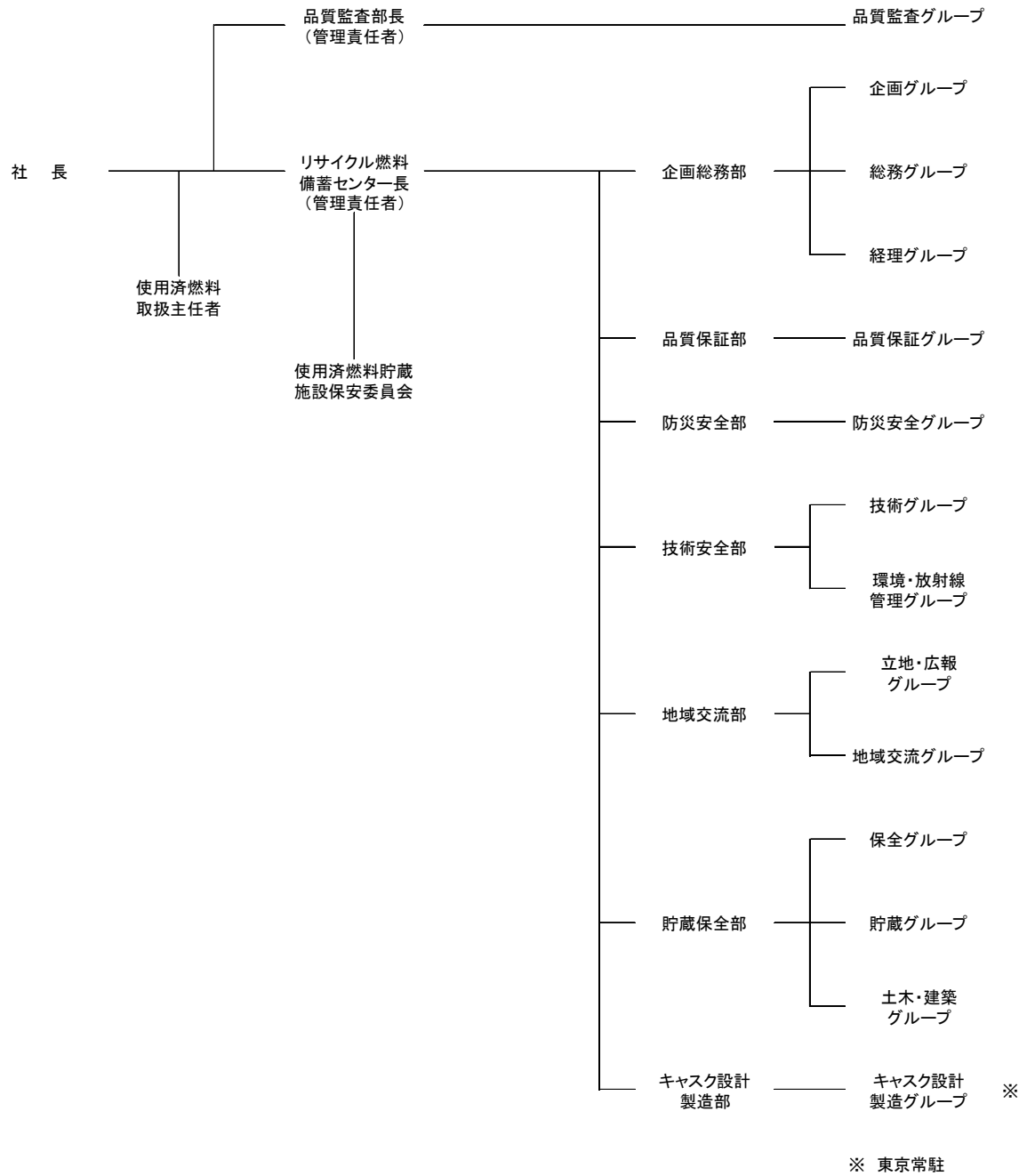


表9-1

条 文	内 容
第20条 (貯蔵計画)	・原子炉等規制法第43条の13に基づく貯蔵計画
第37条 (管理区域の設定及び解除)	・第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除 ・第7項に定める管理区域の設定及び解除
第67条 (センター員への保安教育)	・センター員の保安教育実施計画
第68条 (協力企業従業員への保安教育)	・協力企業従業員の保安教育実施計画

表9-2

条 文	内 容
第16条 (火災発生時の体制の整備)	・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第17条 (火山影響等発生時の体制の整備)	・火山影響等発生時に講じた措置の結果
第18条 (その他自然災害発生時等の体制の整備)	・地震、津波、竜巻及び積雪等が発生した場合に講じた措置の結果
第19条 (火山活動のモニタリング等の体制の整備)	・火山活動モニタリングの結果を踏まえて講じた措置の結果
第25条 (異常発生時の基本的な対応)	・基本的安全機能に係る警報の発生、又はそのおそれのある事態を発見した場合 ・使用済燃料を収納した金属キャスクの取扱い中に異常が発生した場合
第27条 (異常時の使用済燃料を収納した金属キャスクの搬出等)	・第26条の異常時の措置を講じても異常の状態が継続する場合
第70条 (報告)	・外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 ・使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (以下「貯蔵規則」という。) 第43条の13 (事故故障等の報告) 第2号、第3号及び第10号から第12号に定める報告事象が生じた場合 ・第25条第1項から第3項に定める異常が発生した場合

表9-3

記 録 項 目
1. 貯蔵管理日誌 ・使用済燃料貯蔵施設内における金属キャスクの配置 ・使用済燃料を収納した金属キャスクの表面温度 ・使用済燃料を収納した金属キャスクの蓋部の密封監視のための蓋間圧力 ・使用済燃料貯蔵建屋給気温度及び排気温度
2. 使用済燃料を収納した金属キャスクに係る記録 ・漏えい率 ・表面及び表面から1メートルの距離における線量当量率 ・表面の放射性物質の密度
3. 放射線管理に係る記録

<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵設備本体，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率^{※1} ・管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度^{※2} ・放射性物質による汚染の広がりの防止及び除去を行った場合には，その状況
<p>4. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄場所及び方法 ・放射性廃棄物を容器に封入した場合には，その方法
<p>5. 使用済燃料貯蔵施設の巡視又は点検の結果</p>
<p>6. 保安教育の実施報告書</p>

※1：「放射性廃棄物の廃棄施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率」については，放射性廃棄物の廃棄施設に放射性廃棄物が保管されていない場合を除く。

※2：「管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度」については，汚染のおそれのない管理区域を除く。

表 67-1 センター員への保安教育実施方針（総括表）

大分類	保安教育の内容		実施時期	対象者及び教育時間※3		
	中分類 (貯蔵規則第37条の内容)	小分類 (項目)		監事員	金属キヤスク*4の取扱いの業務に 関わる者	金属キヤスク*4の 取扱いの業務に 関わる者以外の技 術系センター員
入所時に実施 する教育※1	関係法令及び保安規定の遵 守に関する事	原子炉等規制法並びに関係 法令及び保安規定の遵守	入所時 (新規配属時)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	使用済燃料貯蔵施設の構 造、性能に関する事	使用済燃料貯蔵施設のしくみ 設備概要、主要設備の機能		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
放射線業務従 事者教育※1	非常の場合に講ずべき処置 に関する事	非常の場合に講ずべき処置 に関する事	管理区域内に おいて使用済 燃料又は使用 済燃料によっ て汚染された 物を取り扱う 業務に就か せる時	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	関係法令及び保安規定の遵 守に関する事	関係法令及び保安規定の遵 守に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	使用済燃料貯蔵施設の構 造、性能に関する事	使用済燃料貯蔵施設の構造、 性能に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	放射線管理に関する事	放射線管理に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	核燃料物質及び核燃料物質 によって汚染された物の取 扱いに関する事	核燃料物質及び核燃料物質 によって汚染された物の取 扱いに関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置 に関する事	非常の場合に講ずべき処置 に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	関係法令及び保安規定の遵 守に関する事	関係法令及び保安規定の遵 守に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	使用済燃料貯蔵施設の構 造、性能に関する事	使用済燃料貯蔵施設の構造、 性能に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	放射線管理に関する事	放射線管理に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	貯蔵管理	貯蔵管理		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
その他復 教育	使用済燃料貯蔵施設の操作 ※2に関する事	使用済燃料貯蔵施設の操作 ※2に関する事	1回/1.0年 毎以上	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	施設管理	施設管理		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	放射線管理に関する事	放射線管理に関する事		◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)
	核燃料物質及び核燃料物質 によって汚染された物の取 扱いに関する事	核燃料物質及び核燃料物質 によって汚染された物の取 扱いに関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	緊急事態に急対応策等、原 子力防災対策活動に関する 事	緊急事態に急対応策等、原 子力防災対策活動に関する 事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	火災発生時の措置に関する 事	火災発生時の措置に関する 事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	その他自然災害（地震、津 波、竜巻及び積雪等）発生 時の措置に関する事	その他自然災害（地震、津 波、竜巻及び積雪等）発生 時の措置に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	火山活動のモニタリング等 に関する事	火山活動のモニタリング等 に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	放射線測定器の操作	放射線測定器の操作		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)
	管理区域への出入り管理 等、区域管理に関する事	管理区域への出入り管理 等、区域管理に関する事		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)

※1：各GMMが、別定められた基盤に依り、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：操作とは、使用済燃料貯蔵施設の監視及び金属キヤスクの取扱いをいう。

※3：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※4：金属キヤスクとは、使用済燃料を収納した金属キヤスクをいう。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡はあり）

○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡はあり）

×：業務の対象外

()：合計の教育時間

表67-2

センター員への保安教育実施方針（放射線業務従事者）

総括表中分類との対応	内 容	対象者及び教育時間 ^{※2}				電離放射線障害防止規則の分類
		監視員	金属キャスカ ^{※3} の取扱 いの業務に関わる者	監視員及び金属キャ スクの取扱いの業務 に関わる者以外の技 術系センター員	事務系センター員	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	①使用済燃料の種類及び性状 ②使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域に関する事					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の貯蔵又は廃棄の方法					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法					
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量の監視の方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設における作業の方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法					
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法					
・使用済燃料貯蔵施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	使用済燃料貯蔵施設の構造及び性能に関する事	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関する事 ^{※1}	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令及び保安規定の遵守に関する事 ^{※1}	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	◎ (1.0時間以上)	◎ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	○ (1.0時間以上)	関係法令
放射線管理に関する事 ^{※1}	①管理区域への立入り及び退去の手順					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	②使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の貯蔵又は廃棄の作業					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事 ^{※1}	③使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業					
放射線管理に関する事 ^{※1}	④外部放射線による線量当量の監視	◎ (2.0時間以上)	◎ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	○ (2.0時間以上)	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
放射線管理に関する事 ^{※1}	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去					
・使用済燃料貯蔵施設の構造、性能に関する事 ^{※1} ・放射線管理に関する事 ^{※1}	⑥使用済燃料貯蔵施設の構造に関する事					
非常の場合に講ずべき処置に関する事 ^{※1}	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置					

※1：各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

※2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※3：金属キャスクとは、使用済燃料を収納した金属キャスクをいう。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
()：合計の教育時間

表 6 8

保安教育実施方針（協力企業）

(1) センター入所時に安全上必要な教育

保安教育の内容		実施時期	対象者*2	
大分類	小分類 (項目)		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外
入所時に実施する教育*1	中分類 (貯蔵規則第 3 7 条の内容)	入所時	◎(0.5 時間以上)	◎(0.5 時間以上)
	使用済燃料貯蔵施設の構造・性能に関する事項		◎(0.5 時間以上)	◎(0.5 時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に関する事項		◎(0.5 時間以上)	◎(0.5 時間以上)
	関係法令及び保安規定の遵守に関する事項		◎(1.0 時間以上)	◎(1.0 時間以上)

(2) 放射線業務従事者に対する教育

保安教育の内容		実施時期	対象者及び教育時間*2		電離放射線障害防止規則の分類
内 容	内 容		放射線業務従事者	放射線業務従事者以外	
総括表中分類との対応					
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項*1	①使用済燃料の種類及び性状 ②使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状		◎(0.5 時間以上)	×	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関する事項*1	①管理区域に関する事項				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項*1	②使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の貯蔵又は廃棄の方法		◎(1.5 時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項*1	③使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業の方法				
放射線管理に関する事項*1	④外部放射線による線量当量率の監視の方法				
放射線管理に関する事項*1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法				
非常の場合に講ずべき処置に関する事項*1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法				
・使用済燃料貯蔵施設の構造、性能に関する事項*1 ・放射線管理に関する事項*1	使用済燃料貯蔵施設の構造及び性能に関する事項				
放射線管理に関する事項*1	①電離放射線の種類及び性状 ②電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響		◎(1.5 時間以上)	×	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
関係法令及び保安規定の遵守に関する事項*1	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係事項		◎(0.5 時間以上)	×	電離放射線の生体に与える影響
放射線管理に関する事項*1	①管理区域への立入り及び退去の手順		◎(1.0 時間以上)	×	関係法令
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項*1	②使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物の貯蔵又は廃棄の作業				
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関する事項*1	③使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された設備の保全の作業				
放射線管理に関する事項*1	④外部放射線による線量当量の監視				
放射線管理に関する事項*1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去				
・使用済燃料貯蔵施設の構造、性能に関する事項*1 ・放射線管理に関する事項*1	⑥使用済燃料貯蔵施設の構造に関する事項		◎(2.0 時間以上)	×	原子炉施設における作業の方法及び同施設に係る設備の取扱い
非常の場合に講ずべき処置に関する事項*1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置				

*1：各 GGM が、別定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

*2：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
×：教育の対象外
()：合計の教育時間

表 6 9 - 1

記録事項（貯蔵規則第 2 7 条に基づく記録）	記録すべき場合※ ¹	保存期間
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時までの期間
2. 貯蔵規則第 3 1 条第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した使用済燃料貯蔵施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間
3. 貯蔵規則第 3 1 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した使用済燃料貯蔵施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
4. 使用済燃料貯蔵施設に受け入れた使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れの日時	受入れの都度	払出しまでの期間
5. 使用済燃料貯蔵施設内における使用済燃料を封入した容器の配置	配置又は配置替えの都度	次の配置又は配置替えの時までの期間
6. 使用済燃料を封入した容器の表面温度	受入れの都度及び連続して	払出しまでの期間
7. 使用済燃料を封入した容器の蓋部の密封監視のための蓋間圧力	連続して	払出しまでの期間
8. 使用済燃料貯蔵施設から払い出した使用済燃料の種類別の数量及び当該使用済燃料を封入した容器の数量並びにその受入れから払出しまでの期間	払出しの都度	10 年間
9. 使用済燃料貯蔵建屋給気温度及び排気温度	連続して	1 年間
10. 警報装置から発せられた警報の内容※ ²	その都度	1 年間
11. 使用済燃料貯蔵施設の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度	1 年間
12. 使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 表面及び表面から 1 メートルの距離における線量当量率 (5) 容器内において使用済燃料の位置を固定するために用いた装置の外観 (6) 吊り上げられるため及び使用済燃料貯蔵施設内部の床面に固定されるために必要な装置の外観 (7) 重量 (8) 表面の放射性物質の密度	受入れの都度	払出しまでの期間

記録事項（貯蔵規則第27条に基づく記録）	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間
13. 使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内における当該使用済燃料の配置	受入れの都度	払出しまでの期間
14. 使用済燃料貯蔵設備本体、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 ^{※3}	毎日貯蔵中1回	10年間
15. 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量当量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ^{※4}	毎週1回	10年間
16. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子 ^{※5} の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により使用済燃料貯蔵事業者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※6
17. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※6
18. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※6
19. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6
20. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日、場所及び方法	廃棄の都度	※7
21. 放射性廃棄物を容器に封入した場合には、その方法	封入の都度	※7
22. 放射性物質による汚染の広がり防止及び除去を行った場合には、その状況及び担当者の氏名	広がり防止及び除去の都度	1年間
23. 事故の発生及び復旧の日時	その都度	※7
24. 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	※7
25. 事故の原因	その都度	※7
26. 事故後の処置	その都度	※7
27. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
28. 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	3年間

記録事項（貯蔵規則第27条に基づく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
29. 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	3年間
30. 使用済燃料貯蔵施設の定期的な評価の結果	評価の都度	※7

- ※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。
- ※2：「警報装置から発せられた警報」とは、「使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則」第17条第2項に規定する範囲の警報をいう。
- ※3：「放射性廃棄物の廃棄施設の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率」については、放射性廃棄物の廃棄施設に放射性廃棄物が保管されていない場合を除く。
- ※4：「管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度」については、汚染のおそれのない管理区域を除く。
- ※5：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。
- ※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
- ※7：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

表69-2

記録事項 （貯蔵規則第6条の3及び第14条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る使用済燃料貯蔵施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名	検査の都度	その使用済燃料貯蔵施設が廃棄された後5年が経過するまでの間

記録事項 (貯蔵規則第6条の3及び第14条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項		

表6.9-3^{※8}

記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
1. 品質マネジメントシステムの計画に関する以下の文書		
(1) 第4条品質マネジメントシステム計画 4.2.1 a)~d)に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間
2. 品管規則の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年
(2) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5年
(3) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年
(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(5) 個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5年
(6) 設計開発のレビューの結果の記録及び当該設計開発のレビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(7) 設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(8) 設計開発の妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5年
(10) 設計開発の変更に係る記録、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年

記録事項 (貯蔵規則第27条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間
(11) 供給者の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5年
(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年
(13) 機器等又は個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年
(14) 組織の外部の者の物品を所有している場合(必要に応じて)の記録	作成の都度	5年
(15) 校正又は検証の根拠の記録	作成の都度	5年
(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5年
(17) 監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年
(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5年
(19) 使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録)	作成の都度	5年
(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5年
(21) 不適合の内容及び不適合に対して講じた措置(特別採用を含む)に係る記録	作成の都度	5年
(22) 講じた全ての是正処置の結果の記録	作成の都度	5年
(23) 講じた全ての未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年

※8：表69-1, 2を適用する場合は、本表を適用しない。